●「総務省方式改訂モデル」と「統一的な基準」の主な変更点

資産評価基準の変更

総務省方式改訂モデル	統一的な基準
昭和 44 年度決算分から開始された地方財政状況調査（決算統計）データから，資産形成に要した額を積み上げ，経年による減価償却額を控除した額	個別の資産の状況を把握した固定資産台帳を整備し，取得価額が判明するものに関しては取得価額で，不明なものや無償で取得したもの及び取得年月日が昭和 59 年度以前のものに関しては再調達価額（道路，河川，水路等の敷地は備忘価額１円）で評価し，経年による減価償却額を控除した額

これにより，昭和 43 年度以前に資産形成した額が増加した一方，昭和 44 年度から昭和 59 年度までに資産形成した道路，河川及び水路の敷地については資産の額が減少したことが大きな要因となり，平成 27 年度決算と平成 28 年度決算の普通会計ベースの資産計上額に 304 億円の差異が生じています。（平成 27 年度資産計上額 2,335 億円，平成 28 年度資産計上額 2,031 億円）